

## 清涼飲料水の成分規格の改正について

### 1. 経緯

「清涼飲料水」は昭和 34 年に「食品、添加物等の規格基準」（昭和 34 年厚生省告示第 370 号。以下「告示」という。）の第 1 食品の部 D 各条において規定され、必要に応じ所要の見直しが行われてきた。

平成 14 年、コーデックス委員会におけるナチュラルミネラルウォーター等の規格の設定及び我が国の水道法の水質基準改正の動きを受け、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会（以下、「部会」という。）において規格基準の改正について審議し、平成 15 年の内閣府食品安全委員会の発足とともに、清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価を依頼した（化学物質 48 項目、農薬 93 項目）。

その後、食品健康影響評価の答申を踏まえ、平成 21 年より部会において清涼飲料水の規格基準の改正について審議し、厚生労働省告示第 482 号により告示の一部を改正した。このとき、平成 15 年に依頼した食品健康影響評価が未答申であること等から部会で了承が得られなかった項目については、食品安全委員会からの答申状況を踏まえ、規格基準の改正を行うこととした。

今般、新たに食品安全委員会からの答申があった項目について、清涼飲料水の規格基準を改正することについて、厚生労働大臣から薬事・食品衛生審議会長宛てに平成 28 年 11 月 21 日付けで諮問された。

### 2. 審議事項

「ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行わないもの」（以下、「ミネラルウォーター類（殺菌・除菌無）」という。）及び「ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うもの」（以下、「ミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）」という。）の成分規格は、食品安全委員会での評価が終了したものについて、平成 22 年 12 月 14 日開催の部会で決定した「ミネラルウォーター類における化学物質等の成分規格の設定等について」に従い、別紙の成分規格（案）の通り設定する。

### 3. 今後の対応

上記の成分規格の改正案は食品健康影響評価を踏まえていることから、部会で了承された成分規格については、他の物質の今後の部会での審議を踏まえ、パブリックコメント等の所要の手続き終了後に告示の改正を行う。

ミネラルウォーター類（殺菌・除菌無）の化学物質等の成分規格

(単位 : mg/L)

物質名	現行基準値	改正案
セレン	0.01	0.01
ヒ素	0.05	<u>0.01</u>

※下線部は現行の基準値と値が異なるもの。

ミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）の化学物質等の成分規格

(単位 : mg/L)

物質名	現行基準値	改正案
セレン	0.01	0.01
ヒ素	0.05	<u>0.01</u>

※下線部は現行の基準値と値が異なるもの。